

協 会 定 款

特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を静岡県静岡市葵区駿府町1番70号静岡県総合社会福祉会館内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、市民一人ひとりのボランティア意識の高揚を図り、ボランティア活動の啓発、普及、研修、支援などを行うことにより、市民の参加と責任による、より豊かな社会の創造と発展に貢献していくことを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表に掲げる活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護または平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① ボランティア活動の推進に関する事業
 - ② その他目的を達成するための事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の三種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同し、継続的にこの法人の組織と運営を支援するために入会した個人及び団体でこの法人の総会における議決権を有する。

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、事業活動を支援するために入会した個人または団体。

(3) 特別会員

この法人の目的に賛同し、この法人の事業活動を財政面から特別に支援するために入会した個人または団体。

(入会)

第7条 この法人に正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

2 賛助会員及び特別会員は会費の払込みをもって会員となる。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき

- (3) 正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき
 - (4) 除名されたとき
- (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会における3分の2以上の議決を経て、理事長はその会員を除名することができる。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を著しく傷つける行為、又は法人の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなくてはならない。

(提出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の提出金品は、返還しない。

第3章 役員

(役員の種類と定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名以上
- (3) 常務理事 1名以上
- (4) 理事(理事長、副理事長及び常務理事を含む) 4名以上
- (5) 監事 2名以上

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。但し、理事長が必要と認めた場合には、総会の承認を得て学識経験者等を選任することができる。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により選出する。
- 3 理事及び監事は兼任することができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または、理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した順序によって、その職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の日常の業務を執行する。
- 4 理事は、理事会の構成員として、法令、定款、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 5 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合は、総会を招集すること。
 - (5) 前1号、2号について、理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

(1) 本人の健康等の理由により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問、相談役の委嘱)

第20条 この法人に顧問および相談役をおくことができる。

2 顧問および相談役は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問および相談役は、この法人の運営に関して、理事長及び理事会の諮問に応じ、理事会などの席上において意見を述べるができる。

(事務局の設置)

第21条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 常務理事は、事務局長と兼職することができる。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第4章 総会

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の種別)

第23条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(総会の権能)

第24条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 年度当初の事業計画及び活動予算

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員を選任又は解任、および職務

(7) 会費の額

(8) その他本会の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び2号の規定によって請求があったときは、その日から30日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第28条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第30条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印をしなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議する事項

(2) 総会で議決した事項の執行に関する事項

(3) 総会で議決した年度当初の事業計画および、予算の追加、又は更正に関する事項

(4) 事務局の組織及び運営事項

(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次にかかげる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議決)

第36条 理事会の議長は、出席理事の中から互選によって選出する。

2 理事会においては、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

3 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印をしなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決による。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画および活動予算)

第44条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前の理事会における議決を経たうえで通常総会にて決議しなければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定により、予算が成立しない期間は、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業および予算の追加又は更正)

第47条 年度当初の事業計画および、予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定の事業および予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の収支決算は、事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類とともに、理事長が作成し、監事の監査を経たうえで総会において議決を経なければならない。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、総会において、正会員総数の過半数が出席し、その出席者の3分の2以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の過半数が出席し、その出席者の3分の2以上の議決を経て解散する。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における、総会において出席した会員の過半数の議決を経て選定された者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の過半数が出席し、その出席者の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(閲覧)

第54条 会員及び利害関係人から法に定める備え付け書類の閲覧請求があったときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、静岡県ボランティア協会掲示板及び、この法人の機関誌において行うとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 緊急的対応

(緊急的対応)

第56条 災害時などの緊急的な対応が求められるときは、理事長の判断等により、迅速な対応に努める。その結果については、理事会並びに総会に報告しなければならない。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、平成14年5月23日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成15年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	(個人/一口)	3,000円
	(団体/一口)	10,000円
(2) 賛助会員	(一口)	5,000円
(3) 特別会員	(一口)	30,000円以上

附 則

この定款は、平成24年5月20日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年9月10日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年5月7日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年5月21日から施行する。